

蔵王協議会だより

Z A O C O N F E R E N C E

34

2021



Photo: 東北芸術工科大学とのコラボレーションによる第1回チャリティー企画展「笑顔」
(山形大学医学部附属病院2階渡り廊下)



地域医療を見つめ
愛され続ける病院をめざして。

寄稿

蔵王協議会会員の〈声〉

山形県看護協会 会長 若月 裕子

蔵王協議会会員の〈声〉

鶴岡市立湯田川温泉
リハビリテーション病院 院長 武田 憲夫

蔵王協議会会員の〈声〉

斗南会秋野病院 院長 伊藤 正尚

研修医の〈声〉

山形大学医学部附属病院

研修医 1年 小林 裕子

研修医 2年 茂原 義弘

指導医の〈声〉

山形大学医学部附属病院脳神経外科 松田 憲一郎

報告

蔵王協議会活動報告(定期総会／各種委員会)

蔵王協議会会則／山形大学関連病院会会則

蔵王協議会役員・監事一覧

山形大学関連病院会加盟病院一覧





蔵王協議会の会員として

公益社団法人山形県看護協会
会長 若月 裕子

山形大学医学部並びに蔵王協議会の先生方には、日頃より山形県看護協会の各種事業におきまして、多大なるご理解とご支援を賜り心より感謝申し上げます。

令和3年6月18日より山形県看護協会会長に就任いたしました若月裕子です。看護協会からは井上栄子前会長より引き継ぎ参加させていただくこととなり、大変光栄に存じますとともに、身の引き締まる思いであります。

昨年からの新型コロナウイルス感染症におきましては、先生方が最前線でご対応に当たられ、今までにない経験とご苦勞をされ、尽力されてこられました事に、敬意を表します。

新型コロナという、まさに国家レベルの緊急事態の克服に向けて、今は多くの医療従事者が力を合わせ対応していくことが大きな課題となっています。看護協会では、県や関係機関と連携し、軽症者等宿泊療養施設の健康観察、県内クラスター発生の病院や介護施設、ワクチン接種会場等への看護職員の派遣や調整を行っています。今後、在宅療養者増加への支援体制の強化が課題と思っています。

山形県看護協会は4つの地区支部からなり、7,882名の会員で、病院、診療所、保健所、行政機関、訪問看護ステーション、介護施設、助産院、教育機関など多様な職域で活動しています。

看護職には保健・医療・福祉のニーズの変化に対して柔軟に対応できる役割が期待されており、日本看護協会と連携し「いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護」2025年に向けた将来ビジョン達成に向け、①健やかに生まれ育つこと ②健康に暮らすこと ③緊急・重症な状態から回復すること ④住み慣れた地域に戻ること ⑤疾病・障がいとともに暮らすこと ⑥穏やかに死を迎えることなど、人々の生涯にわたり専門職として質の高い看護サービスを提供できるよう関係機関・職種と連携し取り組んでおります。

主な事業としては、県内看護職の教育機関として通年79件の研修会を開催し、キャリアに応じた継続教育が受けられるよう、企画・運営を行っています。また、看護職確保対策では、県委託事業のナースセンターにおいて、中高生に向けた進路相談、看護学生の就職ガイ

ダンス、潜在看護師への就職支援、就業中の勤務環境改善推進に取り組んでいます。診療所の縮小や地域医療構想に伴う病床の機能分化・連携により、看護職の労働力移動が課題となり、新たな就業先へのスムーズな移動に向け、地域の状況に応じた就業相談事業を強化する必要があります。

また看護協会では、訪問看護ステーションを4施設5か所(山形市、天童市、村山市、新庄市、真室川サテライト)に開設しています。今年4月より県の委託を受け、山形県訪問看護総合支援センターを開所し、訪問看護に係る課題を一元的、総合的に解決するための拠点としての取り組みを始めました。県内では、令和3年度8月現在77か所の訪問看護ステーションがあり、その多くが小規模です。利用者はがん末期患者や人工呼吸器装着者、医療的ケア児など医療ニーズが高く、多様化しています。また、面会ができないコロナ禍においては、在宅での看取りが増加しています。

今後の在宅推進に向けては、限られた人材で効率よく安全な看護の提供のためのICT・IoTの導入が必要と思います。県内の訪問看護ステーションでも、軽量タイプの超音波画像診断装置(エコー)を導入し客観的に判断できる情報を主治医の先生方と共有しています。

また、特定行為に係る研修制度の指定研修機関の県内開設が4か所となり、受講しやすく在宅療養での活用に大変期待をしております。先生方には看護職の育成に大変お世話になることと思いますが、どうぞご支援くださいますようお願いいたします。

その他、都道府県看護協会との連携により大規模自然災害発生時に備え、現在96名の看護職が災害支援ナースとして登録し、いつでも県内外へ支援に出向けるよう準備しています。

山形県看護協会は、県内の看護職が信頼され、チームの一員として地域医療に貢献できるよう、そして働きつづけられるよう支援していきます。

蔵王協議会の皆さまとの連携、協力体制を大切にしたいです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



移植で救える命を、 より多く救う医療の推進のため 山形大学医学部、蔵王協議会に リーダーシップの発揮をお願いしたい

鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院

院長 武田 憲夫

私は、現在、鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院の院長を務めておりますが、実は、山形県の「臓器移植推進機構」の理事と、臓器摘出に手挙げをしている医療機関などの実務者が集まり協議する「山形県臓器移植推進専門部会」の顧問の職を拝しています。その理由は、私が山形県立中央病院在任中の平成23年(2011)に、山形県で最初に脳死下臓器摘出手がけたときの、臓器移植担当副院長であり、積極的にその推進に努め、その後も臓器移植推進に前向きに取り組む意志が強いと認めて頂いているためだと思っています。私は長く脳神経外科医を務めてきましたが、なにゆえこの様に、臓器移植の推進に未だ微力を費やしているかと申しますと、この第一例目が、私に強烈な、それまでの苦労が吹き飛ばようなすがすがしいインパクトを与えてくれたからです。症例発症から移植に向けての準備、院内の調整、安全かつ迅速確実な運用など様々な重い問題をクリアし、初めての経験ながら病院職員が、チームワーク良く、一致団結して無事摘出を終えました。終えたときのすがすがしさは、最高難度の長時間の脳外科手術を終えた時の気分一致し、充実した達成感を味わいました。摘出を終えた後に配偶者の方にご挨拶に伺ったとき、多くの報道機関が大騒ぎをしている事を知り、「多くの方が助かるこの医療が自然に、数多く行われるようになるといいですね」と仰いました。ただし、この脳死判定から臓器摘出までの推進は、何の事前準備も無いところで突然出来たわけではなく、それまで、数年にわたり摘出病院として、マニュアル作製、院内コーディネーター組織の整備、シミュレーションの実施など、病院長のリーダーシップの下、病院全体の推進力とその環境が培われていたためです。その培われた土壌があったからこそ、山形県立中央病院で、その後計4例にわたる脳死後の臓器摘出が出来たと思います。

さて、前置きが長くなりましたが、では、日本の脳死下移植医療はどのような状況なのでしょう？ 主なデータは、「日本臓器移植ネットワーク(JOT)」のHPで見ることが出来ます。まず、年間臓器提供数を、世界各国と比べますと、人口100万人当たり米国33.3件、ドイツ11.3、韓国8.7、日本は0.8です。日本は、韓国の1/10以下、米国の1/50です。現在日本で臓器移植を希望されている方が、約14000人いますが、一年間で移植を受けられる方は約400人、2-3%にすぎません。山形県の腎移植の現

況をみても、この5年間で、山形大学で腎移植を受けられた方は50例ですが、この内近親者からの生体腎移植が47例とほとんどで、脳死下(3例)、心停止後(1例)での移植例は4例です(山形大学泌尿器科西田隼人先生提供)。一方、現在山形県で腎移植を待っている方は81名です(2020年12月31日現在)。すなわち、近親者に提供して下さる方がいない一般の方がよりどころにする、脳死下、心停止下での移植数は悲しいくらいに低さです。命の維持の時間が更に短い心臓、肺などは、更に厳しい状況と思われます。一方、臓器提供に関する国民の意思をみると、臓器提供したいと回答した人は42%にも登ります(H28 内閣府調査)。では、なぜ日本の医療現場で、臓器提供があまり進んでいないのでしょうか？ これは、医療機関側の問題なのではないかと思わざるを得ません。病院が臓器提供に向けて作業を始めるには、ご家族への臓器摘出への「オプション提示」、法的な様々な手続き、脳死判定など、膨大な業務があり、ただでさえ忙しい一般医療に上積みされることになり、取り組む気力が鈍くなると思います。そこで、現在任命されている「山形県臓器移植コーディネーター」にほぼ全面的にこれら作業を委ね、主治医の判断の下、可能性のある疾患が出たら病院は自動的に「コーディネーター」に連絡するシステムを作り、以後移植コーディネーターが中心になって、一連の作業を行うことを病院側が了承する。このような仕組みがあると、主治医は疾患の病状判断と脳死判定以外は臓器摘出に関する作業からは解放されます。このような仕組みづくりが、国全体で出来るのであれば、それに越したことはありませんが、やはりそれには時間がかかるでしょう。そんな中で、現時点で山形県で移植医療に更なる推進力を付ける方策は、山形県の医療の先端を担う山形大学医学部が、積極的にこの移植医療推進に手を貸して下さることが最良の方法ではないかと考えています。県の医療のリーダーである山形大学医学部が、「山形県臓器移植コーディネーター」の運用方法などをご検討頂き、移植医療、臓器提供の推進にお力添えを下さると、現在5病院ある脳死下臓器提供病院始め蔵王協議会を構成する県内各医療機関にも、その気運が高まり、移植を待っている多くの患者さん、ご家族にとって、より大きく光が見えてくるのではないかと思います。この度、私に、本誌への寄稿依頼を頂いたため、日頃の考えを申し述べさせて頂きました。



郷愁誘う道満街道と 道満源泉「恵の湯」(山形県天童市)

斗南会秋野病院
院長 伊藤 正尚

私が所属する医療法人社団斗南会は温泉利用型健康増進施設「のぞみ」を運営しています。この温泉は、道満源泉「恵の湯」と名付けられており、非常に高温(96度)のお湯(ナトリウム塩化物・硫酸塩温泉)が豊富に湧出し、熱交換されたエネルギーは館内のいたるところに利用されています。内湯、露天風呂は熱交換により温度を下げた源泉100%の掛け流しです。近接する天童温泉とは湯脈が異なり全く別のお湯です。

この「のぞみ」の傍らを往来する県道110号線、通称道満街道は旅人を郷愁に導いてくれます。石垣や板塀が続く古からの家並みと、それらの奥に広がる果樹畑が見守る狭い田舎路が緩やかにくねりながら続きます。永禄二年(1559)に建立されたという春日神社に分け入る丁字路の近くには半鐘櫓があり道満の標として聳え立ちます。かつては、この路に沿う乱川が切れそうになる度に、幾度も打ち鳴らされたことでしょう。車では瞬く間に通り過ぎる距離の旧羽州街道(旧国道13号)乱川と関山街道(国道48号)山口を繋ぐ道満の路風景は、誰もが幼い頃に記憶した心象と重ね合わせずにはいられません。

ところで、道満の名の由来は、「天童の地名考」(1997、天童市立旧東村山郡役所資料館)に拠ると、「元禄5年(1692)の村指出明細帳には、元和亥年(1623)の鳥居左京の検地とある。地名に触れた文はなく、北海道的に読むと道満(トウマン)又はtamanになれば、アイヌ語的(沼、低湿地の荒野)にも解釈されるが、確かでない」とあります。その後、発刊された「続天童の地名考」(1999、天童市立旧東村山郡役所資料館)に拠れば、「平安後期、京都の蘆屋道満が奥羽に入り、水晶山麓(道満の東約5キロ、水晶が採れる)に住み、その一族が山麓から川原子に下り、さらに現地に移ったと

いう伝承が地名化した」という記述があります。安倍晴明と法力を争った蘆屋道満が逃奔し、この地に居住したという説は夢を感じます。

さて道満の歴史(続天童の地名考)を見ると、道満村は天正年間(1573~1592)に荒井原(山口地区)から移住して新村を開いたと伝えられています。押切川と乱川による複合扇状地の扇頭部近くに位置し、揚水技術の未熟な江戸期においては、乱川近く沿いながら水利に恵まれず、水田が極めて少ない畑勝ちの村であったという件があり、この地理特性は石高制に基づいて行われる米納年貢を基本とした江戸時代には、水田が少ないため年貢納入には決定的に困難であり、生活の窮乏をもたらす根源となったといえます。嘉永六年(1853)には「前代未聞の大旱魃」で、後沢村(現東根市)名主幾右衛門を総代として、代官戸山嘉十郎に宛てて嘆願書が出され、そこには「当節雪降り積もり、極寒に向い候ても弊衣一重の者多く、夜分寝臥し候にも着用の品無く、老人共は藁の葉を敷き葎屏風等にて相凌ぎ、或は小柴等たき明し、飢寒にたえかね女童らの泣き悲しみ見聞に堪えず」と困窮の様子が記されています。

道満村の戸数や人口が判明するのは、寛政四年(1792)以降とされ、概ね、家数四〇軒、人数二五〇人であったといい、戸数・人口ともに江戸後期以降は増加微増であったとのことで、現在は、125世帯、625人の地域です(国勢調査2015)。道満村の地誌を振り返ると、そこには多難と試練に満ちた中・近世史があり、それを超克してきた村人達たちの気高さがこの路の随所に隠っているように見えます。

天童温泉に赴かれた時には、ぜひとも、歴史浪漫が漂う道満街道と道満源泉「恵の湯」にお立ちよりのいただき、その風情をご堪能いただけますよう心待ちにしております。

1. 定期総会

【令和2年度定期総会】

書面開催

議決があったものとみなされた日：令和3年4月5日（月）

議事：

（1）決議事項

- ①令和3年度蔵王協議会執行委員及び監事について
- ②蔵王協議会部会規程の改正について
- ③蔵王協議会会費規程の改正について
- ④令和2年度蔵王協議会決算について
- ⑤令和3年度蔵王協議会予算について

（2）報告事項

- ①山形大学関連病院会会員の異動
- ②関連医療施設部会からの報告
- ③研修部会からの報告
- ④評価・企画・広報部会からの報告
- ⑤山形県医療安全支援協議会からの報告



2019年3月26日開催の総会の様子

2. 各種委員会

■運営委員会

【令和2年度第1回】

書面開催

議決があったものとみなされた日：令和3年3月26日（金）

議事：

（1）決議事項

- ①令和3年度蔵王協議会執行委員の選出及び監事の推薦について
- ②蔵王協議会部会規程の改正について
- ③蔵王協議会会費規程の改正について
- ④令和2年度蔵王協議会決算について
- ⑤令和3年度蔵王協議会予算について

■山形医師適正配置委員会

【令和2年度第1回】

日時：令和3年2月2日（火） 13:15～13:54

場所：山形大学医学部第一会議室

議事：

（1）常勤医師等の派遣要望について

- ①佐藤病院
- ②町立金山診療所
- ③米沢市立病院
- ④三友堂病院
- ⑤小国町立病院
- ⑥みゆき会病院
- ⑦北村山公立病院
- ⑧本間病院

（2）その他

- ①今後の会議開催方法等について



初期研修医になって

山形大学医学部附属病院

初期研修医 小林 裕子

3月に山形大学を卒業し、この4月から山形大学附属病院で初期研修をさせていただきます。学生時代は、座学や実習などで様々な先生方よりご鞭撻いただき、無事卒業し、国家試験を合格することができました。6年間過ごす中で、山形の自然の豊かさや、山形大学の先生方の熱意に惹かれ、卒業後も山形で働きたいと思うようになりました。

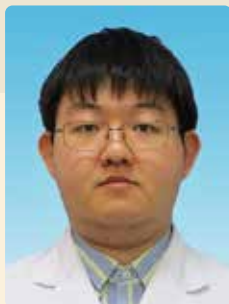
私は精神科を志望しており、私が研修先として大学病院を選んだ大きな理由には、精神科の閉鎖病棟がある場所で研修を、という思いがありました。しかし、それだけでなく、必修科以外のローテーションの選択が非常に自由である点や、たすき掛けという制度にも非常に大きな魅力を感じました。

山形大学には様々な症例が集まっており、豊富な経験ができることに加え、たすき掛け制度を利用すれば、さらに幅の広い症例が経験できること、また、救急当直において1次救急から3次救急まで経験できることは、初期研修として、とても有意義であると思います。それだけではなく、複数の病院で様々な先生方、医療スタッフの方々と一緒に働く経験も、医師としての今後にとっても役立つので

はないかと期待しております。

自分で医療行為を行うことで生じる新たな責任に、不安と緊張を感じながら、実際に研修が始まってみると、学生時代よりも細かな全身状態の理解・把握と管理が求められ、学生時代に求められていた知識量を遥かに超えて新たな知識が必要となりました。たくさんの先生方にご指導、ご鞭撻をいただきながら、また教科書を読み、個々の症例と向き合いながら、日々多くの知識を身につけております。このように大学病院での研修は、とても濃密な時間の中で日々成長を感じることができ、このような環境で働き学べることにとても感謝しております。

最後になりますが、このような執筆の機会を頂戴し、誠にありがとうございます。私たち研修医が、医師としての最初の2年間を素晴らしい環境で過ごせるのも、蔵王協議会の皆様の温かなご支援があつてのことだと思えます。厚く御礼申し上げます。先生方には、この先もお世話になる機会が多々あると存じますが、その際にはご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。



初期研修医としての1年間 (COVID-19対応の進歩とともに)

山形大学医学部附属病院

初期研修医 茂原 義弘

この度は貴重な機会をいただきましてありがとうございます。初期研修医2年目の茂原義弘と申します。山形大学医学部附属病院にて昨年度より研修をしております。今回はこの場をお借りして、私の研修1年半を、COVID-19流行への対応という観点から振り返りたいと思います。

我々の代の研修生活の特徴としては、何と言ってもCOVID-19感染症の影響と表裏一体で進んできたことがあげられます。研修開始時点（2020年4月）では、山形県内での感染例が確認され始めた段階であり、診断こそPCR検査と胸部CTで行っていたものの、外来診療、救急対応などまだまだ手探りで試行錯誤を重ねている段階でした。発熱などCOVID-19感染が疑われる発熱症例等では、PCR陰性が確認されるまで安全確保のために研修医が診療に携われなかった期間も数か月存在したほどです。それから1年足らずの間に感染者数は全国的にはもちろんのこと、県内においても膨れ上がりました。

しかし一方で、外来発熱患者のリスク評価法、核酸増幅検査の救急部への導入、そして我々研修医を含む職員へのワクチン接種など院内の診療体制は急速かつ格段に整備されました。「（医療者側を含め）より安全に」、「より確実に」、「より迅速に」、かつ「よ

り通常診療を妨げない」現在の体制構築に尽力されてこられた関係各科の上級医の先生方には畏敬の念を抱かざるを得ません。同時に、次々ともたらされる新知見と日々更新される医療情報、それを生み出し続ける臨床医学そのものに感嘆の念を覚え、臨床医として知見のアップデートを正確に行うことの重要さと難しさも思い知らされました。

我々の初期研修は、感染拡大によって地域外への移動が制限され、開催される学会が激減し、たとえ開催されてもオンライン参加というケースが多く、院外での学びの場については、以前よりも大きく制限されてしまったことは否めません。しかし感染拡大によって少なくとも当院内において各科の研修内容が制限を受けることはありませんでしたし、オンライン参加が可能になったことにより同時に多数の学会、講演の視聴が可能になったという思いがけない副産物もありました。

研修医として学ばなければならないことが非常に多い我々を、COVID-19感染拡大による負の影響からこれまで可能な限り守っていただき、例年同様に指導に尽力して下さった院内、ひいては県内の上級医の先生方には感謝の念に堪えません。来年以降もどうかご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。



山形大学医学部附属病院脳神経外科

松田 憲一朗

医師と「主体性」

医師にとって「主体性」は、医師免許の次に必要なものかもしれない。

“研修医は、研修を修了した後という時代を生きるために研修している。研修医時代は手段であり、目的ではない。主体性を欠いたまま研修医でいることは可能である。しかし、主体性を持たずに一人前の医者になることは不可能である。一人前になるための阻害要因を、指導者が看過するわけにはいかない。”
(岩田健太郎『主体性は教えられるか』筑摩書房 P31)

研修では、知識や技術とともに、主体性を身につけて欲しいし、指導医も気を遣うべきである。主体性を教えること的一端には、「考え方」を教えるということもあるだろう。要するに、答えをすぐに言わないで、どうやって答えに近づくかを教える。

老子の言葉に「魚を与えるより、魚の釣り方を教えよ」というのがある。例えば手術手順を考える。「魚を与える」ということは、「この症例の腫瘍はここで、この血管が前から血流を送っているから、前で血管を処理して腫瘍を取れば、出血が少なく手術できる」と詳しく教えることだ。カンファレンスなどでは症例に応じてこういう教え方も必要である。

それに対して「魚の釣り方を教える」ということは、「ポイントは何か？」と抽象度を

上げて教えることにあたる。例えば「腫瘍の場所、血管との位置関係、血流を考えて、手術する」と。抽象度を上げた考え方を演繹的に使って、様々なケースに自分で考えて主体的に対応できるようになる。

「任せてみる」ことも必要である。一つの症例を、一つの手術を、最初から最後まで任せてみる。自らが責任感を持って（もちろん、責任は指導医が持つて）一人の患者を診る、執刀するとなると、どうすれば上手く、安全にできるかと主体的に考える。

教わる側も姿勢が重要である。どんな職業も知識と技術を必要とするが、とくに医師は医学・医療の知識はもとより診察、処置、手術、画像や病理組織を見る目など、様々な技術を必要とする。

技術は、決して言葉だけで伝えられるものではない。暗黙知、経験知というものもある。まさに職人の世界である。職人はどのように鍛えられるか。昔から「まねる」「技を盗む」などと言われている。やはり受動的に教わるのみではなく、どうにかして技術を身に付けようという、教わる側の主体的な姿勢が必要である。

研修医も指導医も、自分から考え、技術を積極的に取り入れるような「主体性」を、考えていきたい。

蔵王協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会を蔵王協議会と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、会員相互の緊密な連携と協力により山形大学並びに関連医療施設の医学・医療の充実と発展を図り、人材養成と地域医療の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 卒後臨床研修体制の整備等に関すること。
- (2) 関連医療施設との連携に関すること。
- (3) 地域医療構想への対応に関すること。
- (4) 地域の医師の適切な配置に関すること。
- (5) 医療事故調査制度への対応に関すること。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 山形大学医学部教授会構成員及び山形大学医学部教室委員会会員
 - (2) 山形大学関連病院会会長
 - (3) 山形大学関連病院会に加盟する各病院の代表者
 - (4) 山形県、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会及び山形県助産師会の代表者
- 2 代表者が会員となっている団体において、代表者に交替があったときは、後任の者が会員資格を引き継ぐものとする。

第4章 組織及び役員等

(組織)

第5条 本会の議決機関として総会を置く。

2 本会の運営及び事業を円滑に行うため、本会に運営委員会を置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 3人 |
| (3) 執行委員 | 9人 |

2 役員は、第11条に規定する監事を兼務することはできない。

(会長)

第7条 会長は、山形大学医学部長とする。

2 会長は会務を統括し、本会を代表する。

(副会長)

第8条 副会長は、山形大学医学部附属病院長、山形大学関連病院会会長及び山形県医師会会長とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

3 第2項により、会長の職務を代理する副会長

の順位については、予め会長が指名し、総会の承認を得ておくものとする。

(執行委員)

第9条 執行委員は、次の者とする。ただし、第4号及び第5号の者については、第5条第2項に規定する運営委員会において選出し、総会において承認を得なければならない。

- (1) 山形大学医学部教室委員会の代表者
- (2) 山形県の代表者
- (3) 山形県歯科医師会の代表者
- (4) 山形大学医学部教授会構成員から3人
- (5) 山形大学関連病院会加盟病院から3人

2 執行委員は、運営委員会に出席し、運営委員会が所掌する事項について職務を行う。

(任期)

第10条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(監事)

第11条 本会に、監事を2人置く。

2 監事は、第4条第1項に規定する会員のうち、山形大学医学部教授会構成員から1人、山形大学関連病院会加盟病院から1人を、運営委員会が推薦し、総会において決定する。

3 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

4 監事の任期等については、第10条を準用する。

第5章 総会

(開催)

第12条 総会の議長は、会長をもって充てる。

2 総会は、会員で構成する。

3 第4条第1項第3号及び第4号に規定する会員について、やむを得ない理由により、総会に出席できない場合は、会員の属する団体等の職員に代理させることができる。

4 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、議長に委任状を提出した場合は、出席に代えるものとする。

5 総会は、原則として年1回3月に定期開催するものとし、会長が招集する。その他、会長が必要と認めた場合は、臨時の総会を招集することができる。また、会長を除く運営委員会の委員の5分の2以上から請求があった場合は、会長は速やかに臨時の総会を開催しなければならない。

6 総会の議決は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

7 自然災害等のやむを得ない事情で総会の開催ができないと会長が判断したときは、書面等をもって表決することができる。

(議決事項)

第13条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 第9条第1項第4号及び第5号に規定する執行委員の承認並びに第11条第2項に規定する監事の決定
- (2) 事業計画
- (3) 事業報告
- (4) 予算
- (5) 決算
- (6) 蔵王協議会会則、蔵王協議会部会規程及び蔵王協議会部会規程第5条に規定する小委員会規程の変更
- (7) 第16条第1項第6号により議決された事項の承認
- (8) その他、本会の運営に関する重要な事項

第6章 運営委員会

(構成)

第14条 運営委員会の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)会長
- (2)副会長
- (3)執行委員
- (4)第17条第1項に規定する各部会の部会長

2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、参考意見を聴くことができる。

(開催)

第15条 運営委員会の委員長は、会長をもって充てる。

- 2 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3 運営委員会は、委員の2分の1以上から開催の要請があった場合には、臨時に開催するものとする。
- 4 運営委員会は、第14条第1項に規定する構成員の過半数の出席により成立する。ただし、委員長に委任状を提出した場合は、出席に代えるものとする。
- 5 運営委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 6 急を要すると委員長が判断した議決事項について、書面等をもって表決することができる。

(議決事項)

第16条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1)第9条第1項第4号及び第5号に規定する執行委員の選出
- (2)第11条第2項に規定する監事の推薦
- (3)第13条に規定する総会議決事項の協議
- (4)部会及び蔵王協議会部会規程第5条に規定する小委員会への事業の委任・調整
- (5)本会への要望事項の協議等
- (6)総会の議決が必要な事項について、緊急を要するため、総会の招集を待つことができない事項。ただし、直近に開催される総会に報告し、承認を得なければならない。

第7章 部会

(部会)

第17条 本会の目的達成のため次の部会を置く。

- (1)関連医療施設部会
- (2)研修部会
- (3)評価・企画・広報部会
- 2 各部会の委員は、会長が副会長と合議の上、指名するものとする。
- 3 各部会の部会長及び副部会長は、各部会の委員から会長が副会長と合議の上、指名するものとする。
- 4 各部会の部会長、副部会長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 委員の構成については、蔵王協議会部会規程に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第18条 本会の事務局を山形大学飯田キャンパス事務部総務課内に置く。

- 2 事務局は、事業の円滑な実施に必要な事務及び会計に関する事務を行う。

第9章 会計

(会計)

第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の運営に必要な経費は、蔵王協議会会費規程に規定する会費及びその他の収入をもってこれに当てる。

附 則

この会則は、平成14年8月8日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成15年3月29日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成18年12月5日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成24年12月7日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成29年8月18日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成30年9月15日から施行する。

附 則

1 この改正会則は、令和2年10月6日から施行する。

- 2 令和2年度に限り、第9条第1項に規定する執行委員の選出を会長、副会長に一任する。

蔵王協議会部会規程

(趣旨)

第1条 蔵王協議会会則第17条第5項の規定に基づき、部会の構成を定める。

- 2 会長が必要と認めるときは、構成以外の者を委員に加えることができる。

(関連医療施設部会)

第2条 関連医療施設部会は、山形大学と関連医療施設との連携について協議し、次の委員をもって構成する。

- (1)医学部教授会構成員 3人
- (2)関連病院会構成員 3人
- (3)医学部教室員会構成員 1人
- (4)初期研修医 2人

- 2 前項第4号の委員については、必要に応じて、蔵王協議会会長が指名する。

(研修部会)

第3条 研修部会は、卒前教育、初期臨床研修から専門研修までの研修体制等について協議し、次の委員をもって構成する。

- (1)医学部教授会構成員 3人

- (2)関連病院会構成員 3人
- (3)医学部教室員会構成員 1人
- (4)初期研修医 2人
- (5)医学部学生 3人

2 前項第4号及び第5号の委員については、必要に応じて、蔵王協議会会長が指名する。

(評価・企画・広報部会)

第4条 評価・企画・広報部会は、蔵王協議会が実施する事業の評価、企画、広報等について協議し、次の委員をもって構成する。

- (1)医学部教授会構成員 3人
- (2)関連病院会構成員 3人
- (3)医学部教室員会構成員 1人
- (4)初期研修医 2人
- (5)医学部学生 3人

2 前項第4号及び第5号の委員については、必要に応じて、蔵王協議会会長が指名する。

(小委員会)

第5条 会長が必要と認めるときは、部会の下に小委員会を設けることができる。

2 小委員会の運営については、別に定める。

附則

この規程は、平成14年8月8日から施行する。

附則

この改正規程は、平成15年3月29日から施行する。

附則

この改正規程は、平成21年3月17日から施行する。

附則

この改正規程は、平成28年1月26日から施行する。

附則

この改正規程は、平成29年7月19日から施行する。

附則

この改正規程は、平成30年9月15日から施行する。

附則

この改正規程は、令和3年4月5日から施行する。

蔵王協議会会費規程

第1条 蔵王協議会会則第19条第2項の規定に基づき、各構成員の年会費を次のとおり定める。

- (1)山形大学医学部教授会 300,000円
- (2)関連病院会 27,500円に
加盟病院数を乗じた額
- (3)山形大学医学部教室員会 200,000円

附則

この規程は、平成14年8月8日から施行する。

附則

この改正規程は、平成29年5月15日から施行する。

附則

この改正規程は、平成29年7月19日から施行する。

附則

この改正規程は、令和3年4月5日から施行する。

山形大学関連病院会会則

(構成・名称)

第1条 本会は、山形大学に関連する医療施設を会員として構成し、山形大学関連病院会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦、研修を図るとともに、蔵王協議会と密接な連携を取りながら卒業後臨床研修及び地域医療の充実に寄与することを目的とする。

2 本会は、蔵王協議会に加盟するものとする。

第3条 本会会員は、前条の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第4条 会員になろうとする者は、所定事項を記入した入会申込書(別紙様式1)を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(事務所)

第5条 本会は、事務所を蔵王協議会事務局内に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1人
- (2)副会長 1又は2人
- (3)評議員 若干人
- (4)監事 2人

2 会長は、総会で会員の中から選出する。

3 副会長及び評議員は、会員の中から会長が委嘱する。

4 監事は、総会で選出する。

5 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

2 定例総会は、年1回会長が招集する。

3 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

(経費)

第8条 本会の運営に要する経費は、会費(年30,000円)及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付し退会届(別紙様式2)を会長に提出しなければならない。

2 本会則を遵守しないとき又は山形大学関連病院会並びに蔵王協議会の名誉を毀損する行為があったときは、役員全員の合意に基づき、当該会員を退会させることができる。

3 会員の退会にあたり本会に既に納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

附則

この会則は、平成14年8月8日から施行する。

附則

この会則は、平成19年3月8日から施行する。

附則

この会則は、平成28年1月26日から施行する。

附則

この会則は、平成29年1月26日から施行する。

附則

この会則は、平成29年5月15日から施行する。

附則

この会則は、平成29年7月19日から施行する。

蔵王協議会役員・監事一覧

◆役員

会 長	山形大学医学部長 上野 義之					
副 会 長	山形大学医学部附属病院長 佐藤 慎哉		山形大学関連病院会会長 栗谷 義樹		山形県医師会長 中目 千之	
執 行 委 員	山形大学医学部教室委員会会長 蜂谷 修		腎泌尿器外科学講座教授 土谷 順彦		山形県立中央病院長 武田 弘明	
	山形県健康福祉部医療統括監 阿彦 忠之		皮膚科学講座教授 鈴木 民夫		山形市立病院済生館病院事業管理者 平川 秀紀	
	山形県歯科医師会長 富田 滋		整形外科科学講座教授 高木 理彰		米沢市立病院病院事業管理者 渡邊 孝男	

◆監 事

監 事	産科婦人科学講座教授 永瀬 智		東北中央病院長 田中 靖久	
-----	-----------------	--	---------------	--

山形大学関連病院会加盟病院一覧

	No.	病 院 名	代表者名		No.	病 院 名	代表者名
国 立	1	国立病院機構山形病院	川並 透	県内医療機関	43	二本松会 かみのやま病院	田所 稔
	2	国立病院機構米沢病院	飛田 宗重		44	山形さくら町病院	江口 拓也
県 立	3	山形県立河北病院	深瀬 和利		45	医療法人 舟山病院	鬼満 圭一
	4	山形県立こども医療療育センター	伊東 愛子		46	みゆき会病院	安藤 常浩
	5	山形県立新庄病院	八戸 茂美		47	山形済生病院	石井 政次
	6	山形県立こころの医療センター	神田 秀人		48	山形厚生病院	小林 健一
	7	山形県立中央病院	武田 弘明		49	矢吹病院	政金 生人
市 立	8	寒河江市立病院	後藤 康夫		50	横山病院	横山 智之
	9	鶴岡市立荘内病院	鈴木 聡		51	丹心会 吉岡病院	吉岡 信弥
	10	天童市民病院	木村 青史		52	社会医療法人公徳会 若宮病院	田中 武
	11	山形市立病院済生館	平川 秀紀		53	明石医院	伊藤 義彦
	12	米沢市立病院	渡邊 孝男		54	大島医院	大島 扶美
	13	尾花沢市中央診療所	本間 直之		55	医療法人霞晴堂 白田医院	白田 一誠
	14	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	武田 憲夫		56	長清会 長岡医院	櫻井 清陽
町 立	15	朝日町立病院	小林 達		57	医療法人社団 鈴木内科医院	鈴木 哲治
	16	小国町立病院	伊藤 宏		58	医療法人光仁会 PFC JAPAN CLINIC 山形	鈴木 庸夫
	17	町立金山診療所	手塚 裕之		59	吉川記念病院	吉川 順
	18	白鷹町立病院	藤島 丈		60	庄内余目病院	寺田 康
	19	公立高畠病院	泉谷 健		61	医療法人徳洲会 新庄徳洲会病院	笹壁 弘嗣
	20	西川町立病院	須貝 昌博		62	(医)伍光会 北村山在宅診療所	肌附 英幸
	21	町立真室川病院	室岡久爾夫		63	産婦人科 小児科 三井病院	三井 卓弥
	22	最上町立最上病院	佐藤 俊浩		64	医療生協やまがた 鶴岡協立リハビリテーション病院	茂木 紹良
公 立	23	公立置賜総合病院	林 雅弘		65	医療法人健友会 本間病院	菅原 保
	24	公立置賜南陽病院	横澤 秀一		66	医療法人社団明山会 山形ロイヤル病院	熱海 裕之
	25	公立置賜長井病院	齋藤 秀樹		67	医療法人社団愛陽会 三川病院	錦織 靖
	26	北村山公立病院	鎌塚栄一郎		68	南陽矢吹クリニック	星 光
県 内 医 療 機 関	27	日本海総合病院	島貫 隆夫		69	岩手県立千厩病院	遠野 千尋
	28	日本海酒田リハビリテーション病院	鈴木 晃		70	石巻赤十字病院	石橋 悟
	29	医療法人社団斗南会 秋野病院	伊藤 正尚	71	泉整形外科病院	高原 政利	
	30	尾花沢病院	渋谷 磯夫	72	地域医療機能推進機構 仙台病院	村上 栄一	
	31	小原病院	小原 正久	73	医療法人徳洲会 仙台徳洲会病院	佐野 憲	
	32	医療法人社団 小白川至誠堂病院	大江 正敏	74	みやぎ県南中核病院	宮崎 修吉	
	33	社会医療法人公徳会 佐藤病院	沼田由紀夫	75	医療社団法人青空会 大町病院	猪又 義光	
	34	三友堂病院	仁科 盛之	76	太田西ノ内病院	新保 卓郎	
	35	三友堂リハビリテーションセンター	穂坂 雅之	77	呉羽総合病院	緑川 靖彦	
	36	至誠堂総合病院	小林 真司	78	鳴瀬病院	鳴瀬 淑	
	37	篠田総合病院	篠田 淳男	79	柊記念病院	太田 守	
	38	清明会 PFC HOSPITAL	池谷 龍一	80	<small>地方独立行政法人埼玉県立病院機構</small> 埼玉県立循環器・呼吸器病センター	柳澤 勉	
	39	千歳篠田病院	木村 正之	81	立川総合病院	岡部 正明	
	40	天童温泉篠田病院	細谷 幸雄	82	寿泉堂総合病院	佐久間 潤	
	41	鶴岡協立病院	堀内 隆三	83	岩手県立遠野病院	郷右近祐司	
		42	東北中央病院	田中 靖久			
県 外 医 療 機 関							